

西蒲区農業委員会だより

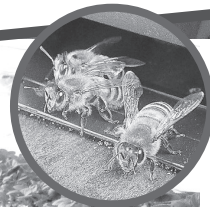
第45号

平成30年3月31日

● 新潟市西蒲区農業委員会 〒953-8666 新潟市西蒲区巻甲2690番地1 TEL.0256-72-8631



ハウスいちごの出荷盛ん



岩室地区の農業法人・グラナリー高畑では、冬場の労働力を有効に活用するため、設立当初からハウスいちごを導入し、現在では大型ハウス3棟で新潟市食と花の銘産品でもある「越後姫」を栽培しています。

8月に定植したいちごの苗は、本来1月には収穫が始まるころ、寒さと大雪に見舞われた今年の冬は、生育が例年の1か月遅れとことでしたが、室温調整をしながら6月ころまで出荷は続きます。

新しい水田農業を考える

生産調整の廃止でコメは作れるだけ作っていいのか？

コメの生産調整廃止のニュースが伝わって久しいが、いよいよ今年の作付から新たな水田農業の経営安定対策がスタートした。

そもそもコメの生産調整が廃止されたとはいえ、全国的には毎年約8トンずつ需要が減少していると言われている「コメ」である。

ここで作れるだけコメを作っては、価格の暴落はもとより、50年に渡って取り組んできた生産調整の努力が報われない。そして、やり場のないコメがあふれてしまい、



水田転作で導入した園芸ハウス

その影響は農業者自らに降りかかってくると言わざるを得ない。このため、JAグループでは、需給と価格安定のため、引き続き需要に応じた生産調整に取り組むとしている。

一方、コメ市場では業務用のコメが不足しているという。コメ余りの中にあつて、不足しているコメがあるということは注目すべきことで、需要に応じたコメの生産を進めることは、需給と価格の安定のためには避けられない対応と言える。

新潟県の農業生産額は下落の一途

この機会に新潟大学名誉教授・伊藤忠雄氏の講演から新潟県農業を考えてみた。

コメとともに歩み、発展してきた新潟県の農業であるが、コメや米価をめぐる情勢の変化に伴い、新潟県の農業生産額は下落傾向となっている。

平成十五年に全国5位だった新

今年の水田農業経営安定対策

水田農業経営安定対策を担う「西蒲区農業再生協議会」の対応は、行政による主食用米の生産数量目標に頼らなくても、国が策定する全国需給見通しやきめ細かい情報提供を踏まえて、需要に応じた生産、販売に取り組むことを基本にしている。

具体的には、農業者自らの経営判断による生産を目指しながら、当面の間は関係機関と連携して「生産目安」となる数量を農業者個々に示し、農業者へは、各方針作成者（JAなどの集荷業者）が販売実績や需要見込みを反映して通知

するとしている。

一方、所得補償とも言うべき「支援」については、米の直接支払交付金は廃止されるものの、戦略作物としての飼料用米や加工用米、大豆、麦などの主要な水田作物に対する支援は継続するとしている。

水田農業経営安定対策元年とも言える今年、来年からは収入保険制度の導入も決まっている。水田のフル活用で支援制度を最大限活用し、遊休農地の発生防止という面からも、需要に応じたコメ作りを行いながら、先人が築き上げた美田を守っていききたい。

らなかったことも要因ではないだろうか。

また、コメをめぐる情勢が変化しても、農業Ⅱコメという体質のもと、水田としての機能を前提にした土地改良施設の整備を進め、農業機械も当然水稲を前提とした導入となり、まさしくコメとともに歩んできたのが新潟県農業であった。

遊休農地の概要をお知らせします

H27.4 現在	34.7 ha	
H28.4 現在	28.9 ha	
H29.4 現在	29.5 ha	
	H29年度解消面積	5.2 ha
	H29年度新規確認面積	3.5 ha
H30.3 現在	27.8 ha	

平成二十九年七月から実施した違反転用と遊休農地の「農地パトロール」の概要をまとめました。農地を農地以外の目的に使用することは農地法の違反転用です。所有者等の理解もあり、解消した違反転用もありますが、依然として違反転用地を確認しております。引き続き、違反の解消に向けて所有者等の理解が得られるよう活動していきませんが、農地を農地以外の目的に使用するときには、計画段階で農業委員会にご相談ください。

なお、耕作すれば農地として利用できる農地のうち、過去一年以上以上作付けされず、管理が行き届かない農地は「遊休農地A分類」としてリスト化しています。本年度は、遊休農地への新規参入などもあり5.2haの解消を確認しましたが、新たに3.5haの遊休農地を確認し、現在確認できている遊休農地A分類は管内全体で27.8haとなっています。また、それとは別に、すでに山林の様相を呈しているなど、農地として再生することが困難と思われる農地は「遊休農地B分類」として区分しています。平成二十九年度は角田山中や山麓を中心に、航空写真を参考に、必要により現地確認も行いながら、管内全体で48.5haを確認し、リスト化しました。この遊休農地B分類について、今後は、該当農地の所有者にも連絡を取りながら、再生困難な農地「非農地」として処理を進め、農地から除外する方向で検討していきます。

◎農地の貸借料情報の公表

平成29年中に基盤強化法の公告により賃貸借権を設定した農地の貸借料を情報提供します。

この貸借料は貸借料を決める際の目安ですので、実際に契約する際の貸借料は、当事者でよく話し合ってください。

平成29年の貸借料実勢価格情報

地目	地域	貸借料の実勢（10a当たり）	
		加重平均額	データ筆数
田	西蒲区	22,300円	8,551筆
畑	市内全域	13,100円	541筆

- ※ 田は西蒲区の加重平均額、畑はデータ数が少ないため、新潟市全域の加重平均額です。
- ※ 田、畑とも算出結果を四捨五入し、100円単位にしています。
- ※ 田の土地改良費、コメの生産調整の負担は両者で協議して決めてください。
- ※ 田の最高額は50,000円、最低額は1,000円です。
- ※ 畑の最高額は20,000円、最低額は4,000円です。

市内農委の研修会を開催

市内6農業委員会の全委員が一堂に会し、講演会と研修会を開催しました。

講演会では、東京農業大学名誉教授の小泉武夫氏を講師に迎え、「いのちはぐくむ農と食」と題して、発酵学、醸造学が専門で「健康や老化の防止は発酵食品に限る」と唱える講師の言葉に、改めて食文化と和食の効能の奥深さを感じた講演会でした。



委員のインタビュー



農業委員
山川 豊昭
(巻)

農業委員に任命され6年目を迎えました。農業の生産現場しか知らない私は、作業衣からスーツに着替え定例総会の席へ。
厳粛な雰囲気の中「農地法」に基づいて議事が進行され、聞きなれない専門用語の中、無知な自分を反省し、

先行きの不安を抱いたまま終了した日のことを鮮明に覚えています。
先輩委員の方々、事務局からもご指導いただきながら、様々な問題解決に当たっている次第です。
特に問題となっているのは、高齢化と担い手不足等から発生する遊休農地の件です。
毎年「農地パトロール」を行い、面積を把握し、図面に落としとして農地の受け手に情報提供しています。
遊休農地の面積は、地域格差が大きく、基盤整備が行われていない地域ほど広がっています。また、水田地帯と園芸地帯とでは農地に対する

意識にも温度差があるように感じます。
先進地事例を参考に「農地中間管理事業」を活用し、地域農業の継続発展のため、農業委員、推進委員が共に協力して問題解決に当たって行きたいと思えます。

農業委員会の主な動き (12月~2月)

- ◎ 委員とは、農業委員及び農地利用最適化推進委員です。
- 12月 4日 市議会と農業3団体との農業講演会(会長、職務代理)
- 12月 6日 西川地区審査委員会(委員6名)
- 12月 8日 耕作放棄地解消プロジェクト圃場ダイコン収穫(委員20名)
- 12月 21日 潟東地区審査委員会(委員9名)
- 12月 22日 12月調査委員会(委員6名)
- 12月 27日 12月定例総会(委員31名)
- 1月 9日 農業者年金巡回相談会(委員3名)
- 1月 17日 農業委員会だより編集会議(委員3名)
- 1月 18日 やわ肌ねぎ出荷反省会(委員1名)
- 1月 22日 J A越後中央農用地利用調整協議会(会長)
- 1月 24日 西川地区審査委員会(委員7名)
- 1月 24日 代表者会議(役員、地区代表委員)
- 1月 26日 1月調査委員会(委員7名)
- 1月 26日 越王おけさ柿出荷反省会(委員1名)
- 1月 29日 西蒲区農業再生協議会臨時総会(会長)
- 1月 31日 1月定例総会(委員29名)
- 2月 6日 いちじく出荷反省会(委員1名)
- 2月 7日 市町村農業委員会役員研修会(委員3名)
- 2月 7日 新潟西部農業を語る会(会長)
- 2月 8日 岩室地区委員研修会(委員8名)
- 2月 16日 中之口地区審査委員会(委員7名)
- 2月 16日 中之口地区委員研修会(委員7名)
- 2月 18日 潟東地区委員研修会(委員7名)
- 2月 21日 下越地区農業委員会会長会議(会長)
- 2月 22日 巻地区委員研修会(委員13名)
- 2月 22日 巻地区審査委員会(委員7名)
- 2月 23日 2月調査委員会(委員7名)
- 2月 26日 潟東地区審査委員会(委員4名)
- 2月 28日 2月定例総会(委員26名)
- 2月 28日 西川地区委員研修会(委員8名)

農地を無断転用していませんか？

- 農地を農地以外の用途で使うこと → 転用転用には許可が必要です。
- 駐車場や車庫、住宅、プレハブなどの仮設住宅、資材置場などは、すべて転用になります。
- 農地の無断転用は農地法に違反する「違反転用」です。
- 農地を農地以外の用途に使う前にご相談を！

農地に関する各種申請の日程 (4月~7月)

● 農地法関係

月	申請締切日	総会
4月	9日(月)	27日(金)
5月	11日(金)	31日(木)
6月	11日(月)	29日(金)
7月	10日(火)	31日(火)

● 農業経営基盤強化促進法関係

月	申出締切日	公告日
4月	25日(水)	6月14日(木)
5月	25日(金)	7月13日(金)
6月	25日(月)	8月14日(火)
7月	25日(水)	9月14日(金)

※ 農業経営基盤強化促進法による「田」の利用権設定の申し出は、3月で終了しました。次の受付開始は8月から受け付けます。なお、「畑」の利用権設定、売買や交換などの所有権移転は、必要により随時受け付けています。

全国農業新聞購読を！



週刊(金曜日発行)
月 700円
(消費税込)

全国農業新聞の購読トライアル実施中です。3か月間、無料でご自宅に郵送いたします。この機会にぜひご覧ください。お申込みは、西蒲区農業委員会事務局(☎0256-72-8631)へ